



スクールソーシャルワーカー（SSW）とその役割について（2）



子どもの権利擁護委員 小笠原 仁美



今回は、スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）についてお話ししました。簡単に言うと、SCは心理面のケアを、SSWは社会環境の調整をしていきます。

SSWは存在や役割が広く知られていないという課題がありますが、その歴史の浅さにも関連しているようです。

スクールカウンセラー（SC）について

SCが導入されたのは1995年です。いじめ、不登校、校内暴力などの深刻化に対応するため、文部科学省が「スクールカウンセラー活用調査研究事業」として開始しました。全国の中学校を中心に段階的に拡大し、現在では青森県を含む全国すべての中学校に配置されています。その後、小学校への配置も進んでいきます。青森県の小学校への配置は現在、配置率は40～50%ほどです。

スクールソーシャルワーカー（SSW）について

一方で、SSWが導入されたのは2008年です。児童虐待、貧困、不登校など、家庭や地域の複雑な要因が絡む問題への対応が必要とされ、文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」として開始しました。導入当初はモデル事業的に始まり、現在では多くの都道府県に配置が広がっています。現在、青森県内の小・中学校への配置率は約70%です。

このように、導入された時期がSCと比較して10年以上も差があることと、配置率がまだ低いことが、認知度の低さに繋がっていると思います。認知度向上のために、SSWの役割をより広く周知し、学校や関係機関との連携を深めていきたいと思っています。

相談依頼について

認知されるにつれて相談内容が少しずつ増えているところですが、私の場合、相談依頼は3パター

スタッフコラム【令和7年度第2号】

ンくらいあります。

①先生から依頼があるパターン

先生から相談内容を聞いた上で助言し、必要があれば関係するお子さんや保護者と面談をすることもあります。

②お子さんや保護者から直接依頼があるパターン

ごくまれにですが、直接申し込みが来ることがあります。

③お子さんたちと全員面談

私の場合は、依頼があって派遣されるのではなく、定期的に巡回する形を取っているため、中には相談依頼がほとんどない学校もあります。そのような学校では、順番にお子さん全員と面談させていただき、SSWとして気になったことがあれば先生と情報共有しています。

今回は、事例について取り上げたいと思います。

